

| 質問内容  | 回答   |
|---|--|
| 再封印をするにあたって書類を作成していたが、その書類（作成）代は来年から請求できないのか。   | 従来より官公署に提出する書類の作成は行政書士の業務であり書類作成の報酬を請求することは行政書士法違反ですが、令和8年1月1日施行の行政書士法では行政書士以外が書類を作成し報酬を得ることは明確に法律違反であることとなっていますのでご注意ください。 |
| お客様から費用を一切いただかず我々が全ての書類を作成し陸運局に提出は良いのか？   | 仮に書類の作成をお客様が作成し料金を請求しなかったとしても、その他項目に上乘せして請求した場合は法律違反と解される可能性がありますのでご注意ください。  |
| 各種書類の作成をお客様が作成して提出だけを我々が行うのは良いのか？   | 提出のみでは問題ありませんが、行政書士法1条の3に違反しないようご注意ください。   |
| 甲種は全てできると資料にあったが封印の事だけに関してなのか？それとも行政書士の研修で言われていた各種書類の作成などを行って良いのか？  | 封印についてです。各種書類の作成を行った場合、いかなる名目でも請求行為は行政書士法違反となる場合がありますのでご注意ください。  |
| 甲種は封印を全てできると研修中で言われたが、中古新規や管轄変更などで持ち込まず当社で封印をして良いのか？または封印をもらえるのか？   | 甲種封印の委託範囲については、当日封印研修資料の1ページ目を確認ください。乙及び丙が販売する自動車を除きます。  |
| 取り外した封印の処分方法（各県によって対応が違うとのこと）長野県はどうなっているのか？   | 長野県の甲種封印契約先への確認あるいは契約内容を確認してください。  |
| 自家用自動車組合に今までは持ち込んでいるが持ち込まず封印できるのか？施封通知書を今までもらって自家用自動車組合に行って封印している   | 貴社が甲種と契約した内容によりますので、契約時の施封場所の内容をご確認ください。指定した施封場所のみなのか出張封印が可能なのか明記があるかと思えます。解らなければ契約先甲種にご確認ください。                            |
| 当組合の事務局で封印を一定数保管しています。組合員からの受領書により封印を払出し、当日夕方に振興会へ受領書を出して同数の封印を受領し管理しています。この取り扱いが封印の前渡しに該当し、特に問題はないのでしょうか？その場合、優良認定事業者が行う再封印は振興会とのやり取りのため、行政書士法の対象外となるのでしょうか？ | 封印については、「行政書士法」ではなく「道路運送車両法」「道路運送車両法施行規則」「封印取付け委託要領」で示されています。甲種契約先とのやり取りで前渡し行われているのであれば問題はないと思えます。                         |

|  |  |
|--|--|
| <p>上記以外の整備事業者が運輸支局に車両を持ち込み再封印運輸支局に書類を出して押印を貰い、振興会から施封を受けますが、行政書士法の対象でしょうか？</p> | <p>「上記以外の整備事業者」の「上記」が何を指しているのか不明ですが、単に封印を受領するための書類であれば行政書士法の対象外ですが登録に係る委任状等官公署に提出する書類の作成であれば行政書士法の対象になるかと思います。</p> |
| <p>行政書士に依頼した場合の請求金額は、行政書士からの請求金額をそのまま計上（利益0）が必要でしょうか？</p>                      | <p>必要と考えます。行政書士の請求額に上乗せした金額を請求した場合、行政書士法違反と解される可能性がありますのでご注意ください。</p>  |